平成２２年（フ）第２９１号
秋田市手形山西町１番５―204号
債務者　斎藤由美子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９３号
秋田市山王新町９番８号　シャンブル山王307、前住所秋田市寺内油田２丁目８番27号
債務者　村田　玲子（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９７号
秋田県男鹿市船川港女川字鵜ノ崎41番地
債務者　佐藤美喜子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２４号
茨城県笠間市大田町208番地269、旧住所茨城県笠間市大古山６番地７
債務者　清水　　誠
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３２５号
茨城県笠間市大田町208番地269、旧住所茨城県笠間市大古山６番地７
債務者　清水久美子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３３０号
茨城県水戸市大工町１丁目１番11号
債務者　中崎はつ江
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３３８号
茨城県鉾田市串挽1311番地　市営住宅5509号
債務者　池田眞由美
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３５３号
茨城県ひたちなか市外野２丁目２番12号　東第２コーポ108号
債務者　三浦　和子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３５８号
茨城県ひたちなか市大字田彦443番地３　レオパレスひたち野Ａ303号
債務者　佐藤　武夫
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３５９号
茨城県ひたちなか市大字東石川3407番地の１
債務者　小池　一明
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３６２号
茨城県水戸市東原３丁目２番７号
債務者　菊池　　謙
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３６５号
茨城県水戸市青柳町679番地
債務者　大曽根　仁
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３８８号
茨城県水戸市双葉台５丁目24番地　市営双葉台住宅１棟４階２号
債務者　軍司　　優
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第９０号
茨城県石岡市国府１丁目４番３号
債務者　宮本　巧之
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１９３号
茨城県稲敷郡阿見町大字福田963番地３
債務者　金井　惠子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１９６号
茨城県つくばみらい市絹の台３丁目23番地３
債務者　原田　秀樹
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２０４号
茨城県つくば市遠東764番地　東山住宅７号、前住所茨城県つくば市沼田1435番地55
債務者　宮田　裕代（旧姓手代木）
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２１５号
茨城県つくば市大881番地、住民票上の住所茨城県土浦市霞ケ岡町15番22号　塚本住宅
債務者　今田　未来
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係